

令和5年11月21日

(一社) 富田林薬剤師会

会員先生 各位

(一社) 富田林薬剤師会

会長 南 貞子

補助金に係る消費税等の仕入控除税額の報告について

【重要なお知らせ】

平素はより、本会活動に、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度から実施されました下記の補助金に係る[消費税等の仕入控除
税額の報告書](#)について、

いずれも提出期限を既に超過しておりますが、補助金の交付を受けた全ての事

業所において報告

が必要となりますので、お知らせいたします。

記

[【大阪府への提出分】](#)

1) 「令和2年度大阪府感染拡大防止等支援事業補助金(薬局：上限 70 万円)」

に係る

消費税等の仕入控除税額の報告について

本補助金の交付を受けたすべての事業者において報告が必要です。

(消費税等の申告義務がない場合でも報告が必要です。)

こちらからご確認下さい。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/shiennkinn27.html>

※本報告のご不明な点については、下記へお問い合わせ下さい。

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

大阪府健康医療部 保健医療室感染症対策支援課 支援企画グループ

支援金(仕入控除)担当 TEL 06-4397-3539

【厚生労働省への提出分】

2) 「令和2年度から3年度にかけて新型コロナウイルス感染症に係る補助金」

に係る消費税等の

仕入控除税額の報告について

下記の①～③の本補助金の交付を受けたすべての事業者において報告が必

要です。

(消費税等の申告義務がない場合でも報告が必要です。)

①「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」

(20万円)に係る消費税等の仕入控除税額の報告について

こちらからご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html

②「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」

(20万円)に係る消費税等の仕入控除税額の報告について

こちらからご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

③「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」(6万円)に

係る消費税等の仕入控除税額の報告について

こちらからご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html

※①～③について提出期限は既に超過しておりますが、令和 5 年 12 月 20 日

(水)

までにご提出下さい。

※本報告のご不明な点については、下記へお問い合わせ下さい。

厚生労働省医療提供体制支援補助金事務局

(仕入控除税額報告書に関する問い合わせ)

TEL 050-3496-0210 受付時間 平日午前 9 時から午後 5 時 30 分

※消費税の確定申告や仕入控除税額の内容について、詳しくは税理士・所轄の税

務署等に

お尋ねくださいますようお願いいたします。

※詳細につきましては、添付資料をご確認下さい。

※本件については、OKISS へ掲載いたします。

重要なお知らせ

令和5年11月17日

地域薬剤師会会長 各位

一般社団法人大阪府薬剤師会
会長 乾 英 夫

平素は本会会務にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度から実施されました下記の補助金に係る消費税等の仕入控除税額の報告書について、いずれも提出期限を既に超過しておりますが、補助金の交付を受けた全ての事業所において報告が必要となりますので、お知らせいたします。

貴会会員への周知にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

【大阪府への提出分】

- 1) 「**令和2年度大阪府感染拡大防止等支援事業補助金(薬局:上限 70 万円)**」に係る消費税等の仕入控除税額の報告について
本補助金の交付を受けたすべての事業者において報告が必要です。
(消費税等の申告義務がない場合でも報告が必要です。)

こちらからご確認下さい。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/shiennkinn27.html>

※提出期限を既に超過していますが、随時報告は可能です。

ただし、令和6年1月末頃までの報告期限となる文書が、令和6年1月中旬に発出される予定です。未提出の事業所におかれましては、早急にご対応下さいますようお願いいたします。

※本報告のご不明な点については、下記へお問い合わせ下さい。

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
大阪府健康医療部 保健医療室感染症対策支援課 支援企画グループ
支援金(仕入控除)担当 TEL 06-4397-3539

※利用者登録、ログイン等システムの操作方法のご不明な点については
下記へお問い合わせ下さい。

府民お問合せセンター(大阪府行政オンラインシステムヘルプデスク)

TEL 06-6910-8001 受付時間 午前9時から午後6時まで

※仕入控除の制度については、当該デスクはお答えできません。

【厚生労働省への提出分】

- 2) 「令和2年度から3年度にかけて新型コロナウイルス感染症に係る補助金」に係る消費税等の仕入控除税額の報告について

下記の①～③の本補助金の交付を受けたすべての事業者において報告が必要です。

(消費税等の申告義務がない場合でも報告が必要です。)

- ①「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」
(20万円)に係る消費税等の仕入控除税額の報告について

こちらからご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html

- ②「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」
(20万円)に係る消費税等の仕入控除税額の報告について

こちらからご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

- ③「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」(6万円)に係る消費税等の仕入控除税額の報告について

こちらからご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html

※①～③について提出期限は既に超過しておりますが、令和5年12月20日(水)までにご提出下さい。

※本報告のご不明な点については、下記へお問い合わせ下さい。

厚生労働省医療提供体制支援補助金事務局

(仕入控除税額報告書に関する問い合わせ)

TEL 050-3496-0210 受付時間 平日午前9時から午後5時30分

※消費税の確定申告や仕入控除税額の内容について、詳しくは税理士・所轄の税務署等にお尋ねください。